

鳩山町立図書館 LED 照明設備賃貸借業務(長期継続契約) 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

鳩山町立図書館 LED 照明設備賃貸借業務（長期継続契約）

(2) 業務の目的

本業務は、鳩山町立図書館の既存照明を賃貸借により LED 照明に交換し、温室効果ガス排出量の削減並びに経費の軽減を目的として行うものとする。

(3) 契約期間

履行期間は、鳩山町立図書館の照明を交換後、翌月の 1 日から 120 か月（10 年間）とする。

※ 契約締結日は、9 月下旬(予定)とする。

※ 地方自治法第234条の3及び鳩山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第4号に基づく長期継続契約

(4) 物件の設置期限

令和 7 年 11 月 30 日まで

※ 設置工事スケジュール等の協議により、期限の変更に対応できるものとする。

(5) 業務内容

別紙「鳩山町立図書館 LED 照明設備賃貸借業務(長期継続委契約)に係る仕様書」のとおり

(6) 提案上限額

総額：7,485,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ プレゼンテーションの内容に関わらず、これを超えた者は失格とする。

(7) 優先交渉者の決定方法

令和 7 年 9 月 16 日（火）に実施するプレゼンテーションを含む「鳩山町立図書館 LED 照明設備賃貸借業務選定委員会」において、最も高い評価を受けた者を優先交渉者として選定する。なお、提案書提出者が 1 者であるときもプレゼンテーションによる審査を実施するものとする。

(8) 担当部署及び書類提出先

鳩山町教育委員会委事務局 鳩山町立図書館 管理・奉仕担当 清水
350-0313 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘 3-19-1
電話 049-296-5660 FAX 049-296-5661
メール h5660@town.hatoyama.lg.jp

2 参加条件

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 鳩山町の令和 7・8 年度入札参加資格者名簿に、登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び第 167 条の 11 の規定により本町の入札参加制限を受けておらず、かつ参加申込の時点で鳩山町の締結する契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 30 年告示第 84 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと（当該取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者及び本業務の選定結果の通知日前 6 か月以内に手形又は小切手を不渡りした者を含む。）。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- カ 過去に官公庁において、同種業務を行った実績があること。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア 公告（公募開始）	令和 7 年 7 月 29 日（火）
イ 参加表明書提出期限	令和 7 年 8 月 28 日（木）正午まで
ウ 質問書提出期限	令和 7 年 8 月 21 日（木）正午まで
エ 質問回答	令和 7 年 8 月 26 日（火）
オ 企画提案書提出期限	令和 7 年 9 月 9 日（火）正午まで
カ プレゼンテーション	令和 7 年 9 月 16 日（火）午後（予定）
キ 審査結果通知・公表	令和 7 年 9 月 25 日（木）（予定）

(2) 参加表明書の提出

本件に参加する場合は、参加表明書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

参加表明書を提出した者の審査結果は、提案資格確認結果通知書（様式第 2 号）により通知する。

- ア 提出期限 令和 7 年 8 月 28 日（木）正午まで（必着）
- イ 提出書類 ①参加表明書（様式第 1 号） 代表者印を押印したもの 1 部
- ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る）による。なお、持参する場合

合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

エ 提出先 1 (8) に同じ。

オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

(3) 質問書の提出等

本件に関し質問がある場合は、質問書（任意様式）により受付ける。

ア 提出期限 令和 7 年 8 月 21 日（木）正午まで（必着）

イ 提出先 1 (8) に同じ。

ウ 提出方法 電子メール

質問書を添付し送付すること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：LED 賃貸借：＋送信年月日[yyyymmdd]＋（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和 7 年 8 月 8 日に質問書を送付した場合

LED 賃貸借：20250808 株式会社△△△△

エ 質問回答 質問内容及び回答については、質問者を記載しない形式で、提案資格を満たす者全員に電子メールで回答する。あわせて、鳩山町公式ホームページに掲載する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和 7 年 8 月 26 日（火）

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和 7 年 9 月 9 日（火）正午まで（必着）

イ 提出書類

① 同種事業実績調書（任意様式）

実績等の添付書類については、可能な限り A4 サイズとすること。ただし、やむを得ず A3 サイズとする場合は、片袖折りをして A4 サイズにあわせること。

② 事業実施体制調書（任意様式）

③ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、A4 用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。

④ 価格提案書（任意様式）

ウ 提出部数 正本 1 部 副本 6 部 CD-R1 枚（CD-R 電子データは押印省略）

可)

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1 (8) に同じ。

4 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「鳩山町立図書館 LED 照明設備賃貸借業務選定実施要領」のとおり。

(2) 評価方法

ア 評価基準により評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を優先交渉者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を優先交渉者として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 評価の配点を合算した配点の 5 割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ 参加資格審査の結果は、令和 7 年 9 月 2 日 (火) までに電子メールにより通知する。

(3) 提案評価 (プレゼンテーション)

ア 開催日 令和 7 年 9 月 16 日 (火) を予定

提案者毎の集合時間・場所等は、別途通知する。

イ 時間 提案者毎の時間は、25 分程度 (プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 10 分程度) とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ 参加人数 参加人数は、3 人以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。なお、ZOOM 等の PC 端末による参加についても、参加人数に含むものとする。

エ 注意事項

- ① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、町が決定する。
- ② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。
- ③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。
- ④ プレゼンテーションに当たり、町が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、提案者が持参すること。
- ⑤ プレゼンテーションは原則対面で実施する予定であるが、状況により

実施方法の変更（オンラインによるプレゼンテーション）やプレゼンテーションを実施しないこともある。なお、プレゼンテーションを実施しない場合には、提出された企画提案書により審査を実施する。

(4) 結果通知

評価結果は、令和 **7** 年 **9** 月 **25** 日（木）に書面による通知を送付する。同日に通知を送付できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

優先交渉者の選定後、改めて見積書の提出を依頼し、随意契約の手続きを行う。ただし、契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに優先交渉者とし、協議を行う。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 参加条件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は、認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。